

10名様限定 52,500円
 (最小催行人員8名様) (1名様1室/大人・子供お一人様)

美保基地航空祭と

航空機撮影in羽田空港沖 1泊2日の旅 添乗員同行

スケジュール ※[]は見学時間の目安です。

| | | | | | |
|-------------|---|--------------|--------------|---|--|
| 1 日 目 | 集合 羽田空港国内線 第2旅客ターミナル 6:00 6:50 タクシー ----- ホテル 16:00 | ANA811便 | 米子空港 8:05 | 徒歩 Point1 ~航空祭自由見学~ 航空自衛隊美保基地 9:00 15:00 ※例年航空祭は開催時間は 9:00~15:00です。 | 食 朝 × 昼 × 夕 × |
| | チェックアウト 徒歩 ホテル 米子駅 10:37 国際線ビル 徒歩 解散 国際線ビル 16:10 | JR線 ===== | 米子空港駅 11:08 | 米子空港 12:30 屋形船 ~~~~~ | ANA816便 羽田空港 13:55 循環バス 羽田空港船着場 16:00 Point2 A滑走路脇からD滑走路付近まで行きます。海上からの撮影をお楽しみください |
| ご 案 内 | 宿 泊 ハーベストイン米子 食 事 朝食：1回 昼食：0回 夕食：0回 添 乗 員 同行します。 最少催行人員 8名様 屋 形 船 天候・風向きによってご覧頂けない場合がございます。その際は、ご返金致しません。 | | | | |

Point1 美保基地航空祭では時間たっぷりの自由行動

Point2 羽田空港沖での、航空機写真撮影タイム付
 天候・風向きによって、ご覧頂けない場合がございます。その際は、ご返金致しません。

ハーベストイン米子



お部屋の一例

●洋室1名1室 バス・トイレ付

■旅行代金に含まれるもの■

上記日程表に明示した往復の航空運賃(個人包括旅行割引運賃適用)料金、交通費、宿泊費、食事代、旅行傷害保険料、消費税諸税。

■その他ご注意■

上記日程表に明示した時刻は目安です。当日の状況によっては若干の変更がございます。

屋形船についてのご案内



イメージ

使用船籍 有限会社 船宿かみや
第十一海宝丸号(定員75人)
同社の規定により当日霧雨・
強風の場合欠航となる場合が
ございますのでご了承ください。

屋根の上にはデッキスペースがあるため、
高い位置から視界を邪魔するものなく、
航空機撮影を楽しめます。



イメージ

屋形船から
撮った写真(例)

HAPPINESSで旅行条件(抜粋) (お申し込み前にお読みください)

この書面は旅行業法第12条の4による、取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合は同12条の5による契約書面の一部になります。

このツアーは羽田旅客サービス株式会社が企画・募集実施する企画旅行です。参加されるお客様と当社との企画旅行契約は各コースごとに記載されている条件及び下記の旅行条件と当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

1.募集型企画旅行約款

- (1)この旅行は、羽田旅客サービス株式会社(以下「当社」といいます)が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することとなります。
- (2)募集型企画旅行約款の内容(条件等は)は、パンフレット、ホームページ、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社募集型企画旅行約款の順によります。
- (3)パンフレット等で交通・宿泊機関等の名称が特定出来ない場合は、利用予定の施設名を特定して列挙した上で、既定施設を本項(2)の最終旅行日程表に明示します。その場合も、手配状況の随時については交付前でも変更が対応いたします。
- (4)当社は募集型企画旅行の行程に於いて予配の全費又は一部を他の旅行業者・手配業者と行合、その他の補助業者に代行させる場合があります。(以下「手配代行」といいます。)

2.旅行のお申込み及び契約の成立

- (1)当社にて所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、パンフレット又はホームページに記載した申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として振り入れます。また、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立するものといたします。

| 旅行代金 | 3万円未満 | 6万円未満 | 10万円未満 | 15万円未満 | 15万円以上 |
|------------|--------|---------|---------|---------|----------|
| お申込金(お1人様) | 6,000円 | 12,000円 | 20,000円 | 30,000円 | 旅行代金の20% |

- (2)当社は電報による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、当社より旅行申込書・申込用紙を発送します。これらが届いた日から起算して3日以内で旅行申込書のご返送と申込金(お一人様の旅行代金が1万円未満の場合は全額)をお支払いいただきます。電報による申込みの場合、旅行契約は当社が申込金を受理したときに成立するものといたします。ただし、旅行開始日の前日から起算して21日前までは無料、それ以降は旅行申込書や申込用紙を発送していません。当社が指定する期日までに全額お振込みいただきます。それをもって旅行契約の成立とします。
- (3)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての旅行責任者から、旅行申込みが完了した場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとします。
- (4)お申込みの際には全員のお名前・年齢と代表者の住所・電話番号が必須です。

3.旅行代金の支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算して21日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算して14日前には当日以降にお申込みの場合は、旅行開始日の前日まで全額お支払いいただきます。

4.取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合は、旅行代金に対してお1人様につき次に定める取消料をいただきます。なお、お客様のご都合によるコース、出発日やご乗船日、ご旅行期間の変更、運送・宿泊機関等行程の一部の変更について、旅行開始日の前日から起算して21日前までは無料、それ以降はご旅行全体の取消料とみなし追加取消料を課します。又、複数人数でご参加で一部の方が取消される場合は、ご参加のお客様からは旅行参加人数の変更に対する差額取消料をいただきます。
- (2)オプションプランも下記の取消料が利用日を基準として別途適用されます。
- (3)当社が指定する期日までに旅行代金をお支払いいただき、当社は当該期日の前日にお客様が旅行契約を締結したものとし、取消料と差額の取消料をお支払いいただきます。
- (4)取消料とは、当社の営業日における営業時間内(営業時間)に取消料を請求する旨のお申し出をいただいた日とします。
- (5)お申込みいただきましたお客様が募集型企画旅行約款の第18条に該当するときは旅行開始日に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

| 取消料日(出発日を含みます) | 20~8日前 | 10日前(旅行開始前) | 7日~2日前 | 前日 | 旅行開始日(旅行開始前日) | 無連絡不参加及び旅行開始後 |
|----------------|--------|-------------|--------|-----|---------------|---------------|
| 取消料率 | 20% | 30% | 40% | 50% | 50% | 100% |

5.旅行開始前の旅行契約の解除・払戻(当社の解除権)

- (1)当社が指定する期日までにお客様が旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は当該期日の前日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、無条件に帰還する取消料と差額の取消料をお支払いいただきます。
- (2)次の事項に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
 - a.お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格(技能)その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b.お客様が病状、必要な介護者の不在その他の事由により、当該旅行に参列できないと認められたとき。
 - c.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - d.お客様が契約内容に同意し、合理的な範囲を超えた負担を求めたとき。
 - e.お客様の人数がパンフレット又はホームページに記載した最少乗客人員に満たないとき。
 - f.スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行参加条件が成就しないとき、あるいはそのおそれがあるとき。
 - g.天災地変・事故、運送機関等における旅行サービスの提供停止・客の安全・その他当社の関与できない事由によりパンフレットに記載した旅行日程に於ける旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

6.旅行行程の中止

- (1)当社は本項(1)により旅行契約を解除したときは、既に収めている旅行代金(あるいは申込金)から取消料を差し引いて払戻いたします。また、本項(2)により旅行契約を解除したときは、既に収めている旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻いたします。

7.旅程保証

- (1)旅行日程に下記に掲げる変更がなされた場合は、旅行約款(募集型企画旅行約款)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%~5%に相当する額の差額補償金を支払います。但し、一旅行契約に支払われる差額補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。又、一旅行契約についての変更補償金の額は、1,000円未満の場合は、差額補償金を支払いません。
- (2)下記の場合においては、原則としてその責任を負いません。
 - (ア)天災地変(火災、地震) (イ)暴風 (ロ)客の急死 (ハ)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - (カ)当社の旅行計画にない運送サービスの提供 (ニ)旅行参加者の生命又は身体を安全確保のために必要と認められる
- (3)当社はお客様の同意を得て金額による差額補償金・差額補償金の支払いに替え、これと相応の他旅行サービスの提供をもって補償を行う場合があります。

8.特別補償保証

- (1)当社はお客様の責任が生ずるかを問わず、募集型企画旅行約款の特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に、急遽かつ偶然な外事故故によって、その生命、身体、又は財産上の利益に被害が生じた場合について、あらかじめ定められた補償金及び見舞金をお支払いします。但し、補償金等の算出に於いて2年以内当社に対し請求があった場合に限り、前記の各事象に於ける事由によって生じた損害及び補償金に対しては、補償金等を支払いません。
 - ①お客様の故意、重大な過失、故意の過失、又は法令に違反するサービスの提供を受けたことによる損害。
 - ②旅行日程中、当社の手配による運送・宿泊機関等のサービスを一切受け付けない日に生じた損害又は損害。
 - ③自衛隊(自衛隊)の警備隊員等を使用するもの、スカイダイビング・パラグライダー等これらに類する危険な運動等に参加する場合。
 - ④車外に降り出す等の危険な状態に陥った場合。
 - ⑤補償対象者の置き忘れ又は紛失。
- (2)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、運転、現金預貯金口座簿(通帳)及び現金支払用カードを含みます。各種データその他これらに準ずるもの、コンピュータシステム等の当社の業務に必要と認められる機器・装置等については、補償金等を支払いません。
- (3)当社が本項に基づく補償金支払い義務と第13条(3)により損害賠償義務を兼ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の範囲において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。

9.欠航

天候等でご旅行開始日の出発前欠航の場合は、旅行中止とし、ご旅行代金の全額を返金します。又、天候等でお滞りの便が欠航し、往泊の必要がある場合には宿泊費、食料代、通信費等はお客様の負担となります。※航空運賃利用コースの航空運賃は個人包括旅行割引運賃を利用しております。

10.個人情報の取り扱い

- (1)当社は、旅行申込みの際に提出された個人情報について、お客様の安全のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社は、
 - ①当社および当社と提携する企業の役員やサービス・キャンペーンのご案内
 - ②旅行参加後のご意見や感想の収集
 - ③特約サービスの提供
 - ④統計資料の作成
 などにお客様の個人情報を活用させていただくことがあります。
- (2)当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号、またはメールアドレス等お客様へのご連絡に必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業と間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれ企業の営業範囲内、僅し範囲内等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用していただくことがあります。

- 11.このパンフレットは、平成24年9月現在の資料で作成しております。旅行約款(募集型企画旅行契約の部)についてこの条件書に定めのない事項は当社旅行業約款によります。当社旅行業約款をご確認の方は、当社にご確認ください。

| |
|------------------------------------|
| 当パンフレットの航空運賃は、個人包括旅行割引運賃を利用しております。 |
| ご出発の前日から起算して、10日前までにお申し込みください。 |

個人情報の取り扱いについて

- (1)羽田旅客サービス株式会社(以下「当社」)は、旅行申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配に利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提出いたします。
- (2)当社が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。

総合旅行業務取扱管理者(国内)とは、お客様の旅行を取り扱う旅行会社・営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご連絡なく左記の取扱管理者におたずねください。

国内旅行傷害保険加入のすすめ 安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険をかけるようおすすめいたします。

旅行企画・実施

羽田旅客サービス株式会社

観光庁長官登録旅行業第1927号
(社)日本旅行業協会正会員
〒144-0041 東京都大田区羽田空港3丁目3番2号第1旅客ターミナルビル

お申込み・お問合わせ
羽田旅客サービス株式会社浜松町旅行センター
03-3437-5521(平日10:00~18:00 土日祝休み)
上記のお時間以外であれば
<http://www.hps-co.jp/form/>
※営業時間外のお問い合わせにつきましては、翌営業日以降になりますのでご了承ください。
国内旅行業務取扱管理者 橋本敬